

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器漏えい検査において、制御棒駆動水圧制御ユニット（42-23及び34-15）のアクュームレータ水側ドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋の換気空調系排気ファン用フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	対象外	
3	1号機	原子炉圧力容器漏えい検査後の圧力降下操作において、炉心スプレイ系ポンプ（A及びC）出口の母管圧カスイッチに動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを点検、調整	C	
4	1号機	原子炉再循環系ポンプ（B）出口弁のグランドリークオフ配管温度検出器に動作不良が認められたため、当該温度検出器を点検・修理	D	
5	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用圧縮機（A）が潤滑油圧カスイッチの動作不良により自動停止したため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
6	2号機	純水移送ポンプ（B）用グランドリーク水受けのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-23）用アクュームレータ内窒素ガス圧カスイッチの取付け接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	補機冷却海水系ポンプ（B、C）用出口逆止弁（計2台）の接続フランジ部に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
9	3号機	サービス建屋出入口自動ドアの上部庇（鋼板製）に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
10	4号機	超音波式給水流量計の計測値データ伝送装置に動作不良（事務所からの遠隔確認不可）認められたため、当該伝送装置を点検・修理	D	
11	4号機	循環水系主復水器（A1）用逆洗弁の配管接続フランジ部より空気の漏れ込み（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	タービン建屋の屋外東側に設置された雨水排水配管のサポート部に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
13	4号機	タービン建屋屋外東側トレンチからの消火系配管貫通部の蓋（鋼板製）に発錆が認められたため、当該蓋を補修塗装	対象外	
14	4号機	廃棄物処理系廃液ろ過器出口流量制御器の出力表示値と現場の流量調整弁用開度計の指示値にずれが認められたため、点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	復水貯蔵タンク南側の消火栓脇にある点検口の蓋（鋼板製）に発錆が認められたため、当該蓋を補修塗装	対象外	
16	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（12-37C）に「レベル高」を示す警報の発生が認められたため、当該モニタ用検出器を点検・修理	D	
17	5号機	循環水ポンプ（C）にグランドリーク量の増加が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	エリア放射線モニタ（原子炉建屋6階）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該モニタを修理及び過去の計測データを再評価	D	
19	6号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置用膨張水槽のレベル計に著しい汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	D	
20	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）用排ガスブロワ（A）の定例起動試験において、出口側逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで